

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 池慶会
所在地	福井県越前市今宿町8-1
代表者名	池端 幸彦
電話番号	0778-23-0150

2. 事業所概要

種類	指定訪問リハビリテーション事業 指定介護予防訪問リハビリテーション事業
名称	池端病院訪問リハビリテーションセンター
所在地	福井県越前市今宿町8-1
電話番号	0778-23-0150

3. 事業の目的

医療法人池慶会が開設する池端病院リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業、及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態、要支援状態になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

4. 運営の方針

- (1) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するように妥当適性に行う。
- (2) 職員は、利用者に対して懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対して療養上必要とされる事項について指導説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状態及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) リハセンターは事業の運営にあたって、関係市町の保健・医療・福祉連携会議等を活用し、市町及び他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 職員体制

- ・理学療法士（兼務）1名
- ・作業療法士（兼務）2名

6. サービス提供時間

- ・提供曜日 月曜～土曜日
但し、祝日、12月30日～1月3日は除く
- ・提供時間帯 平日 8:30～17:30
土曜日 8:30～12:30

7. 業務内容

医師の診療に基づいた、訪問リハビリテーション計画により、スタッフが利用者の自宅においてリハビリを提供する。

- ① 機能訓練（身体各部の運動）
- ② 基本訓練（寝返り、起き上がり、立ち上がりなど）の訓練
- ③ 歩行訓練
- ④ 日常生活動作（入浴、排泄、食事、更衣など）の訓練
- ⑤ 住宅改修や福祉用具の導入や操作方法の指導
- ⑥ 家族への介助方法の指導
- ⑦ 日常生活関連動作の訓練 その他在宅生活を継続させるために必要な支援を行う。

8. 利用料

訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用者に市町により定められた負担割合に基づいた額とする。

9. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、越前市、南越前町区域とする。

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

- ・利用者の主治医
医療機関の名称：
氏名：
所在地：
電話番号：

- ・協力医療機関
医療機関名称：医療法人 池慶会 池端病院

院長名 : 池端幸彦
所在地 : 越前市今宿町 8 - 1
電話番号 : 0778-23-0150
診療科 : 外科、内科、胃腸科、小児科、眼科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科
入院施設 : 有り
契約の概要 : 当事業者と病院は同一法人

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護事業者等に速やかに連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

12. 虐待防止に関する事項)

リハセンターは、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待を防止するための職員に対する年 1 回以上研修の実施
- ・その他虐待防止のための必要な措置
- ・法人内に虐待防止委員会を設置し適宜開催しその結果においても職員に周知徹底を図る

リハセンターは、養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するとともに必要な措置を行う。

人権の擁護・虐待等に関する相談の担当者を置く。

虐待防止対応 池端病院訪問リハビリテーションセンター 河上智子

13. 業務継続計画の策定

リハセンターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

リハセンターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

リハセンターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14. 衛生管理等

リハセンターにおいて感染症が発生、又は蔓延しないように以下の措置を講ずるものとする。

- 1 リハセンターにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 2 リハセンターにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 3 リハセンターにおいて、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

＊池端病院訪問リハビリテーションセンター

担当者：河上 智子

電話番号：0778-23-0150

＊福井県国民健康保険団体連合会

電話番号：0776-57-1614

＊越前市介護保険室

電話番号：0778-22-3715

＊南越前町保健福祉課

電話番号：0778-47-8009

＊南越前町役場今庄総合事務所福祉推進課

電話番号：0778-45-8001

＊南越前町役場河野総合事務所福祉推進課

電話番号：0778-48-7704

16. その他運営に関する重要事項

- ・従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、従業員であった者についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- ・利用者のサービス利用での記録及び苦情相談記録や事故状況及びその際の処理記録等は5年間保持する。
- ・診療情報、及びその他の事業内容に関する情報については適切なルールのもとに、提供、開示することを原則とする。
- ・自己都合、体調不良、他諸事情により、訪問時刻、担当職員の変更を行なう際には事前に利用者又は家族に対し連絡を行うこととする。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所
氏 名 ⑩

(代理人) 住 所
氏 名 ⑩

訪問リハビリテーションサービスの提供開始に当たり、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

(事業所) 所在地 越前市今宿町8-1
名 称 池端病院リハビリテーションセンター
説明者 ⑩